

1 施設名称:5号ボイラー

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t/月	5,981	6,103	10,513	9,138	9,464	8,055	7,333	0	10,108	10,092	11,119	4,635	92,541
木くず	t/月													0
紙くず	t/月													0
廃ブラ	t/月	74	164	292	367	383	248	235	0	211	207	159	259	2,599
その他	t/月	23	64	158	343	285	221	18	0	1	30	10	0	1,153
合計	t/月	6,079	6,330	10,963	9,848	10,132	8,525	7,586	0	10,320	10,329	11,287	4,894	96,292

(2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内出口	集塵機入口	煙突
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去	煙突下部ばいじん除去	B/F下1室～3室下部・低温A/H下部・ボイラー下ロータリーバルブ内部ばいじん除去
除去した日	5月17日、18日	5月17日、18日	10月28日、29日	10月28日、29日

(3)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項ニ】

ばい煙 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日		4/16	5/12	6/14	7/16	8/12	9/7	10/14	-	12/22	1/17	2/10	3/11
	結果の得られた日		4/21	5/19	6/21	7/19	8/23	9/15	10/25	-	12/24	1/26	2/17	3/16
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	130以下	ppm	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	-	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.0014	0.0032	0.0057	0.0032	0.0022	0.0027	0.0024	-	0.00057	0.00094	0.00099	0.0012
窒素酸化物	225以下	ppm	112	111	129	120	129	99.2	123	-	109	141	116	86.3
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.73	3.18	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1.75	4.83	-	1.87	1.25	1.84	9.38

ダイオキシン類 (測定位置: 煙突入口)	排ガス採取日					7/8								
	結果の得られた日					7/29								
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3				0.00066								